

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野迫川村は、後期高齢者医療保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県野迫川村長

## 公表日

平成28年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関連事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び奈良県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)規約に基づく以下の事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。  (1) 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等の入手と広域連合への提供及び広域連合からの被保険者情報の入手 (2) 保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得及び課税情報の入手と広域連合への提供 (3) 賦課情報の管理と保険料の徴収期割の決定及び納入通知書の作成と送付 (4) 保険料の期割情報、収納情報及び滞納情報の管理 (5) 後期高齢者医療保険に関する証明書の発行
③システムの名称	後期高齢者医療システム 住民税システム 奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 収納管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 後期高齢者医療保険情報ファイル (2) 住民税課税情報ファイル (3) 収納管理情報ファイル (4) 本人確認情報ファイル (5) 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 80、82、83
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 吉井 善嗣
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野迫川村役場 総務課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 0747-37-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野迫川村役場 住民課 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 0747-37-2101

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

